

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 所沢武蔵村山立川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
所沢市大字上山口字中道端八 七番一地从同大字上山口 字中道端八七番一地先まで		区 間
一五・一六ゝ 三一・七九	一二・九七ゝ 三一・七九	敷地の幅員 (メートル)
一〇・五五		延長 (メートル)
交差点整備工事によ る。		備 考